

本事務連絡は、①5月14日（木）に決定された「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」における緊急事態措置を実施すべき区域の変更に係る事項について、②5月14日（木）に関係団体等において作成・公表された業種・施設の種別のガイドラインについて、周知するものです。関係者に周知願います。

事 務 連 絡
令和2年5月14日

都道府県・指定都市 文化行政主管部課長

文化庁政策課長
文化庁企画調整課長

5月14日に決定された「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の一部解除等
及び文化施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて

1. 5月14日に決定された「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」における
緊急事態措置を実施すべき区域の変更について

本日（5月14日）に、第34回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下、「対策本部」という。）が開催され、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第3項に基づき、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」における「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を実施すべき区域が全都道府県から北海道，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，京都府，大阪府及び兵庫県に変更されました。

また、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改正され（以下、「改正基本的対処方針」という。），改正基本的対処方針においては、北海道，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，京都府，大阪府及び兵庫県について、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があることとされ、特定警戒都道府県以外の39県については、緊急事態措置を実施すべき区域としないこととなるが、これらの地域においても、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとともに、感染の状況等を継続的に監視し、その変化に応じて、迅速かつ適切に感染拡大防止の取組を行う必要があることとされました。

本告示された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」においては、地域の感染状況に応じて、各都道府県を、特定警戒都道府県の他に、感染拡大注意都道府県と感染観察都道府県の3つの区分に分類し、それぞれの区分に応じた対応方針を踏まえた、適切な感染対策を実施していく旨が整理されています。

2. 文化施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて

改正基本的対処方針において、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日専門家会議（※）の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとし、政府は、専門家の知見を踏まえ、関係団体等に必要な情報提供や助言を行うこととする。」とされていることを踏まえ、博物館については、公益財団法人日本博物館協会によって「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」が、劇場、音楽堂等については、公益社団法人全国公立文化施設協会によって「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」が別添のとおり作成されましたので、お知らせします。関係者におかれては、参考にしていただきますようお願いいたします。

（※）新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、以下の関連情報ホームページ及びそのリンク先により最新の情報を確認の上、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。

本件について、域内の市区町村の文化担当部署、その他の関係機関に対しても周知されるようお願いいたします。

○1. について

- ・令和2年5月14日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第34回）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r020514.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月14日変更）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_h_0514.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言
（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）（令和2年5月14日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000630600.pdf>

○2. について

- ・博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
（公益財団法人日本博物館協会ホームページ）
<https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/coronaguide0000.pdf>

- ・劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
(公益社団法人全国公立文化施設協会ホームページ)
https://www.zenkoubun.jp/info/2020/pdf/0514covid_19.pdf

○その他

- ・文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について
(内閣官房ホームページ)
<https://corona.go.jp/>
- ・新型コロナウイルスの影響を受ける文化芸術関係者に対する支援情報窓口
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/2020020601.html

本件連絡先 文化庁政策課 電話：03-6734-2809(直通) メール：s-kikaku@mext.go.jp
--